

監査公告第9号

定期監査の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した教育委員会に対する定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和元年12月10日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

# 教育委員会定期監査結果報告

## 第1 監査期間

令和元年11月11日から令和元年12月10日まで

## 第2 監査の対象

教育庶務課、学校指導課、生涯学習課、図書館、スポーツ推進課

## 第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（聴取内容の主な項目は別紙のとおり。）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

## 第4 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、所管施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、その他の事務処理上留意すべき軽微な事項については、関係課毎に別途通知したところである。

## 第5 監査意見

- ・地域と学校の協働体制の構築について、次のとおり意見を付す。

保護者や地域住民が学校運営に参加できる仕組みづくりに始まり、近年では、地域学校協働活動による地域との連携協力体制の整備や推進員制度が法改正により整備されてきている。

少子高齢化の進展や家庭教育の困難さ、学校現場での働き方改革など様々な課題とも呼応して、学校が地域コミュニティの核となることが求められている。

今後、市民に見える形で計画的な取り組みがなされるよう努力されたい。

## 第6 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

## 教育委員会事務局 定期監査 事情聴取の主な内容

### 1. 教育庶務課

- ・ 東和中学校老朽化対策事業について
- ・ 部活終了時の戸締り業務について
- ・ 中谷宇吉郎自然科学と芸術による研究教育業務について
- ・ 学校監査（東和中学校校下）について

### 2. 学校指導課

- ・ 教育支援員の増員について
- ・ 学習指導要領について
- ・ 学校現場の状況について
- ・ 教育支援員等の賃金について
- ・ 三森良次郎奨学基金について

### 3. 生涯学習課、図書館

- ・ セミナーハウスあいらすの利用状況と施設利用料について
- ・ 複合体による指定管理者の責任体制について
- ・ 放課後こども教室について
- ・ 図書館施設について
- ・ 図書の購入について

### 4. スポーツ推進課

- ・ 体育施設の共通利用券について
- ・ 水泳プールの設備について
- ・ 加賀温泉郷マラソン組織委員会への補助金について
- ・ ポルトガル柔道選手団の加賀市事前合宿について